目 次

1 設置の趣旨及び必要性 3
（1）事業創造大学院大学の理念・目的 3
（2）事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］設置の趣旨及び必要性 3
（3）事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］の目的と養成する人材 4
【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のディプロマ・ポリシー】 5
【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のカリキュラム・ポリシー】 5
【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のアドミッション・ポリシー】 6
（4）修了後の進路及び経済社会の人材需要の見通し 6
2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 8
3 教育課程の編成の考え方及び特色 8
（1）教育課程の編成方針 8
・事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のカリキュラム・ポリシー 8
【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のカリキュラム・ポリシー】 8
（2）教育課程の編成方法 9
4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 10
（1）教育方法 10
（2）履修指導方法 11
（3）研究指導方法 11
（4）履修及び研究指導スケジュール 12
（5）審査体制及び審査基準、学位論文公表の方法 13
【学位論文の審査基準】 13
（6）研究倫理審査体制 14
（7）修了要件 15
（8）社会的・職業的自立に関する指導及び学生支援等 15
5 基礎となる修士課程との関係 15
6 入学者選抜の概要 16
（1）入学者受入れの方針 16
・事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のアドミッション・ポリシー 16
（2）出願資格、入学者選抜の方法及び募集人員 17
7 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色 18
8 研究の実施についての考え方、体制、取組 20
（1）研究の実施についての考え方 20
（2）研究等に対する支援体制 20
（3）共同研究等に関する取組 19
9 施設・設備等の整備計画 21
（1）教員研究室の整備計画 21
（2）教室等の整備 21
（3）大学院学生の研究室 22
（4）図書等資料の整備 22
（5）図書館と利用環境の整備 22
10 管理運営 23

(1) 総務会 23
(2) 研究科教授会 23
(3) 専攻会議 24
(4) 学内委員会等 24
11 自己点検・評価 24
12 情報の公表 25
13 教育内容等の改善のための組織的な研修等 26
(1) 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等（FD） 26
① FD 実施体制 26
② FD 実施内容 26
③ FD 委員会実績（教員や外部講師による近年の活動実績） 26
(2) 管理運営に必要な教職員への研修等（SD） 27
① SD 実施体制 27
② SD 実施内容 27
③ SD 研修実績 27

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 事業創造大学院大学の理念・目的

事業創造大学院大学（以下「本学」と記す）は、平成 18 年 4 月、建学の精神を『わが国が直面する課題を広く認識するとともに来るべき時代の潮流を把握しつつ創造的な経済・産業活動に取り組む人材を育成する。すなわち自ら起業に取り組むことができる資質、また組織内において新しい事業を創出することができる資質（アントレプレナーシップ）の形成につながる教育を行い、地域を再生する人材を育成することにより、真に活力あるわが国経済の発展に貢献する。本学ではそのために「研究に基づいた実践、実践に基づいた研究」を理念に掲げ、あくまで、起業を実現し かつその事業を発展させるにふさわしい高い能力と識見と専門性を備えた、事業創造実践家の育成を目指す。』として掲げ、開学した。

本学は、大学の目的及び事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）の目的を以下のように定めている。

【事業創造大学院大学の目的】

本学は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化・社会の発展に寄与するとともに、経済・産業の諸分野において貢献しうる高度職業人の育成を目的とする。

【事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）の目的】

事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）は、日本経済、グローバル経済の相互発展に貢献する事業や企業を独立して、または組織内で創造し、経営する人材を育成することを目的とする。

本大学院は、開設時より、経済社会が複雑化、多様化し、変化が激しくなる中で、グローバルな視野を持ち「事業を創造すること」、そして、「それを実現する強い精神を涵養すること」を理念とし、幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的職業人材を養成してきた。以来、延べ 1,009 名（2008 年 3 月～2024 年 9 月修了者）の高度の専門的職業人材を輩出してきた。

(2) 事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］設置の趣旨及び必要性

(1)で述べたように、本学では、開学以来、グローバルな視野を持ち「事業を創造すること」、そして、「それを実現する強い精神を涵養すること」を理念とし、幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的職業人材を養成してきたが、近年、技術革新の発展やグローバル化の進展などにより、社会は多様化・複雑化し、変化の速度を速めている。日本の活力低下が懸念されているが、この流れを反転させるため、地方創生を再起動させることが求められている。このような状況の中で、経営をめぐる課題を考えるにあたっては、個別具体的に処方箋を考えることも必要だが、むしろ、体系的、抽象的な知見が求められるなど、学術的な要素も求められるようになってきている。

これに対し、地域経済やその担い手である地域企業が世界経済の中で置かれている状況を十分に理解したうえで、社会課題、企業課題の本質を見抜き、新たな解決策や価値を産み出すことのできる実践的な研究を自立して行うことのできる人材が求められている。

しかしながら、従来の専門職学位課程の枠組みでは、次々に生じる社会課題、企業課題を的確に把握・分析し、自立して研究を行い、解決策や価値を産み出せる人材を養成することは困難である。また、地域経済やその担い手である地域企業が置かれている状況を熟知していることが必要である。さらに、新たな社会課題、企業課題に対応していくためには、地域の企業経営者が現実の課題について考えていることなどについても深く理解することが求められる。

これに対し、本学が置かれている状況をみると、①これまで約 20 年近くにわたり、学生を指導し、事業を創造し、経営することのできる高度の専門的職業人材を育成してきたことに加え、②地方創生の重要な拠点のひとつであり、東アジアの玄関口でもある、本州日本海側最大の都市、新潟市に位置している。加えて、③専門職大学院大学として、地域の経営者と地域や経営について本音でやり取りできる関係を培ってきている。これを考えると、こうした資源を存分に活かし、地方の抱える社会課題、経営課題を的確に把握・分析し、自立して研究を行い、新たな知見を得て、それを体系化・深化させることにより、新たな解決策や価値を産み出せる人材を養成することは、本学の使命である。

このような状況を踏まえ、本学に、事業創造大学院大学事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］（以下「本専攻」という）を設置し、これを実現するものである。

なお、今回、本専攻の設置認可後は、大学名称を開志創造大学に変更することとしており、「高い志を開花させる」ことを通じて「創造的な経済・産業活動に取り組む人材を育成する」という教育理念を大学名称に込めた。

(3) 事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］の目的と養成する人材

（1）及び（2）で述べたとおり、本専攻は、新たな社会課題、企業課題を的確に把握・分析し、自立して研究を行い、新たな知見を得て、それを体系化・深化させることにより、新たな解決策や価値を産み出せる人材を養成することを主な使命とする。入学者としては、①グローバルな環境下で自立して実用性・応用性の高い研究活動を行うことを目指す者（経営人材のほか、留学生を含む）のほか、②企業幹部や起業家やその相談相手となりうる、士業に代表されるような専門職、③高度の専門職業人を育成する際に必要な研究・分析能力の獲得を求められている実務家教員等、を想定する。

このような想定のもと、平成 17 年 9 月 5 日付け中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」を踏まえ、本専攻では、「高度の研究能力と豊かな学識を有する、より高度の専門的職業人の養成」に重点を置くこととし、具体的には、経営の現場で抱える諸課題を解決する新たな知見を開拓し、さらにそれを体系化・深化させるような、高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を有する、より高度の専門的職業人、を養成する。

以上を踏まえ、本専攻の目的を以下のとおり定める。

【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］の目的】

本専攻では、経営に関する豊かな学識を基礎に、高度な研究能力を身に付け、地域社会や国際社会の振興・発展の実現に向け、持続可能なビジネスの在り方を探究し、探究したテーマにかかわる新しい知見を開拓し、さらにそれを体系化・深化させるような研究を行うとともに、その成果を発信して人々に伝え、経営の現場で抱えている諸問題の解決に生かすことのできる人材を養成する。

この目的に沿って、本専攻の修了認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ ポリシー」と記す）を以下のとおり定め、教育研究上及び人材育成上の到達目標とする。

【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のディプロマ・ポリシー】

専門的知識	経営に関する豊かな学識、ビジネスに関する高度な専門的知識を有し、最新の経済・社会の動向、研究成果等を踏まえ、経済社会を取り巻く変化を捉えることができる
研究力	修得した高度な研究能力と専門性に基づき、分析手法に則り、自立して研究を行い、新しい知見を開拓し、さらにそれを体系化・深化させるような研究を実行することができる
貢献力	より高度の専門的職業人としての活動や高度の専門的職業人の養成に、意欲を持って取り組み、地域社会や国際社会の振興・発展に貢献することができる
実践力	多様な考え方や行動を尊重しつつ、持続可能なビジネスの在り方を探究し、得られた知見を、経営の現場での企画立案や指導など実践に生かしていくことができる
表現力	経営に関する豊かな学識や、自ら研究した成果を、実務家にも理解しやすいかたちで伝え、地域社会や国際社会の問題解決に生かすことができる

本専攻のディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」と記す）を、以下のとおり定める。

【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のカリキュラム・ポリシー】

専門的知識	専門科目の学修により、経営に関する豊かな学識、最新の研究成果、その他ビジネスに関する高度な専門的知識を身に付け、経済社会を取り巻く変化を理解する力を涵養する
研究力	「研究方法論」「リサーチ・メソッドⅠ・Ⅱ」などの学修により、研究倫理についての知識や、高度な分析力を身に付けるとともに、専門科目、研究指導科目の学修により、自立して、実用性・応用性が高く、体系化された研究を実行する力を養う
貢献力	専門科目の学修により、より高度の専門的職業人としての活動や高度の専門的職業人の養成への意欲を向上させるとともに、研究を通して、地域社会や国際社会の振興・発展に貢献する力を高める
実践力	研究指導科目をはじめとする、自らの問題意識に沿ったビジネスに関する主体的な学修・研究を通じて、多様な考え方や行動を尊重しつつ、持続可能なビジネスの在り方を探究し、得られた知見を、経営の現場での企画立案や指導など実践に生かしていく力を向上させる
表現力	研究指導科目をはじめとする学修・研究を通じて、学術的知見や自ら研究した成果を、実務家にも理解しやすいかたちで伝え、地域社会や国際社会の問題解決に活かす力を高める

また本専攻の目的に適う入学者を募るため、ディプロマ・ポリシーと同様５つの区分 により以下のとおり入学者受入れの方針（以下、「アドミッション・ポリシー」と記す）を定める。

【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のアドミッション・ポリシー】

専門的知識・理解	技術革新の進展、グローバル化、これに伴うビジネスモデルの変化など、ビジネスに関し、学術的又は実務的な見地からみて、深い知識を有し、ビジネスに関わる国内外の社会情勢について理解を有する者
思考力	ビジネスに関わる国内外の社会情勢や課題を捉え、持続可能なビジネスの発展について多面的な見地から思考することができる者
意欲	最新の経済・社会の動向、研究成果等に関心を持ち、課題の解決を図り、地域社会や国際社会の振興・発展に向けて　貢献しようとする意欲を有する者
取組姿勢	ビジネスに関わる様々な課題の解決や研究に関し、多様な考え方や行動を尊重しつつ、課題の解決や研究に対して取り組もうという態度を有する者
表現力	自身の知識や理解を論理的に表現でき、他者と協働してビジネスに関わる課題の解決や研究に取り組むことができる者

本専攻の目的とディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの相関、そして本専攻のカリキュラムとカリキュラム・ポリシーとの相関を**【資料１**：事業創造研究科　経営科学専攻　博士後期課程の目的及びカリキュラムと３ポリシーとの相関】にて示す。

（4）修了後の進路及び経済社会の人材需要の見通し

（3）で述べたとおり、本専攻では、①グローバルな環境下で自立して実用性・応用性の高い研究活動を行うとともに、実務家や経営者を指導したりすることができる人材、②企業幹部や起業家やその相談相手となりうる士業に代表される、より高度の専門的職業人、③高度の専門的職業人育成に必要な研究・分析能力を有した人材、を育成する。

官邸ホームページにもあるとおり、これからの時代は「自ら課題を発見し解決手法を模索する、探究的な活動を通じて身につく能力・資質が重要」となり、「世界に新たな価値を生み出す人材の輩出と、それを実現する教育・人材育成システムの実現」が求められる。

参考：官邸ホームページ

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

新たな社会を支える人材の育成

Society 5.0時代には、自ら課題を発見し解決手法を模索する、探究的な活動を通じて身につく能力・資質が重要となります。世界に新たな価値を生み出す人材の輩出と、それを実現する教育・人材育成システムの実現が求められています。

働く側の意識も変化する中で、テレワークや兼業・副業など、時間や場所や会社に縛られない、自由な働き方を求める者も増えてきている。とりわけ、高度な専門人材については、どこで，どのようにすれば成果が出るかを、個人が十分知っていることから、指揮命令を要さず、むしろ、指揮命令下で行われる雇用との相性の悪さも指摘されているところであり、業務委託契約の活用例が増えることも予想されている(大内伸哉（2020）『デジタル変革後の「労働」と「法」-真の働き方改革とは何

か?-』日本法令.ほか)。

企業側の意識も変わりつつあり、日本経済新聞社が令和6年4月7日にまとめた採用計画調査では、令和6年度の採用計画に占める中途採用比率は過去最高の43.0%と5割に迫る水準になるなど、新卒中心の採用方針は転換期を迎えつつある。令和3年6月18日に閣議決定された「成長戦略実行計画」や令和5年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、副業・兼業など雇用によらない働き方も奨励され、令和6年11月1日には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されている。

参考：厚生労働省ホームページ

「「働き方の未来2035」 ～一人ひとりが輝くために～」（2018年）

今後AI等の飛躍的技術革新によって、時間、空間制約が激減し、既成概念から解放され、多様な働き方のチャンスが大幅に拡大すること、そしてそのチャンスを生かすためには、技術革新や産業構造の変化に合わせて、あるいはそれを先取りする形で、働く人が適切に選択できるための情報開示や、再挑戦可能な日本型のセーフティーネットの構築など新しい労働政策を構築していく必要性があることなど、将来を見通した多くの示唆に富む提言が指摘されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133454.html（概要ページ）

本専攻の入学定員は4名としているが、「学生の確保の見通し等を記載した書類」に記した入学希望ニーズに鑑み、その内訳を、企業経営者・企業幹部・起業家　士業に代表されるような専門職、国内の大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という）に勤務する実務家教員、母国の経営系大学教員を目指す留学生、と想定している。

うち企業経営者・企業幹部・起業家については、その者が企業経営者・企業幹部起業家の場合は、そもそも在職しており、本専攻の修了により、差別化を図ることができると考えられる。また、起業家の場合は、本専攻で学んだことを活かし、自ら起業することなどを想定しているが、仮に、すぐにはそれが難しい状況であったとしても、業務委託等のかたちで企業に活用される可能性が高いとみている。企業からの聴き取り結果からも、「自社が持っていないケイパビリティが期待できる」、「自社で雇用することは難しいが、相談相手としたい」、「そのような優秀な人材が、当社のような中小企業に骨を埋めることはないとも思うので、・・・例えば中期経営計画や海外進出などのプロジェクトベースで有期雇用あるいは業務委託として参画いただくことも想定できる」など、様々なかたちでのニーズがあることを把握している（**【資料2：企業からの博士人材ニーズについて】**）。

また、士業に代表されるような専門職については、そもそも在職中であり、本専攻の修了により、他の士業等の者と差別化を図ることができると考えられ、【8 研究の実施についての考え方、体制、取組】に後述する「事業創造研究会」（本学と新潟県士業連絡協議会構成団体が立ち上げた研究会）の場においても、複数の者から興味が示されたところである。

国内の大学等の実務家教員については、既に大学等に在職中の可能性が高いと見ているが、**【資料3：実務家教員に求める学位要件について】**に示したとおり、実務家教員募集にあたっても、近年は博士の学位が求められるようになっており、実務家としてのビジネスに係る知識・経験が十分な者であれば、アドバンテージがあると考えられる。

また、留学生の母国の経営系大学教員については、**【資料4：本学交流協定校における本課程修了者に対するニーズ】**に、本学の交流協定校からも博士後期課程が設置されれば派遣したい、とのニーズ

が示されているように、本専攻を修了した者に対しては、採用ニーズがあると考えられる。

以上、述べたように、本専攻が養成する人材に対する社会的需要は十分に存在し、修了後の活躍の場は今後も継続的かつ安定的に確保できるものとみているものである。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本専攻は、先述のとおり事業創造研究科に新たな課程として追加して設置する。専攻及び学位の名称としては、科学的な方法で、持続可能な経営の在り方を探究できる人材を養成することから、以下のとおりとする。

開志創造大学大学院

事業創造研究科

経営科学専攻（博士後期課程）

学位の名称については、以下のとおりとする。

博士（経営管理）

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針

本大学院及び本専攻の目的及び本専攻のディプロマ・ポリシーを実現するためのカリキュラム・ポリシーを、以下のとおり定める。

・事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のカリキュラム・ポリシー

学術的知見に裏付けられた、実用性・応用性が高い研究を実行することができる知識・能力を身につけ、自立して研究活動を行い、地域社会や国際社会の振興・発展に貢献することができるよう、体系的にカリキュラムを編成する。

具体的には、以下のとおり。

【事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のカリキュラム・ポリシー】

専門的知識	専門科目の学修により、経営に関する豊かな学識、最新の研究成果、その他ビジネスに関する高度な専門的知識を身に付け、経済社会を取り巻く変化を理解する力を涵養する
研究力	「研究方法論」「リサーチ・メソッドⅠ・Ⅱ」などの学修により、研究倫理についての知識や、高度な分析力を身に付けるとともに、専門科目、研究指導科目の学修により、自立して、実用性・応用性が高く、体系化された研究を実行する力を養う

貢献力	専門科目の学修により、より高度の専門的職業人としての活動や高度の専門的職業人の養成への意欲を向上させるとともに、研究を通して、地域社会や国際社会の振興・発展に貢献する力を高める
実践力	研究指導科目をはじめとする、自らの問題意識に沿ったビジネスに関する主体的な学修・研究を通じて、多様な考え方や行動を尊重しつつ、持続可能なビジネスの在り方を探究し、得られた知見を、経営の現場での企画立案や指導など実践に生かしていく力を向上させる
表現力	研究指導科目をはじめとする学修・研究を通じて、学術的知見や自ら研究した成果を、実務家にも理解しやすいかたちで伝え、地域社会や国際社会の問題解決に活かす力を高める

(2) 教育課程の編成方法

本専攻のカリキュラム・ポリシーに即して編成された教育課程の体系は**【資料 5**：事業創造研究科経営科学専攻博士後期課程カリキュラム体系図】に表すとおりである。

1 年次に配置された基礎科目・必修科目である「研究方法論」では、学位論文の研究課題について、これまでの研究成果の紹介や国内外の文献レビューを通して、学術的背景や独創性などを明らかにする。また、研究のアプローチ方法や収集データの分析法並びに予想される成果についても考察する。セミナー形式も使用して開講し、指導教員などのアドバイスをフィードバックさせながら、持続可能なビジネスの在り方について、科学的なアプローチでの研究法を修得しつつ、考察する。さらに研究者または高度専門的職業人となる上で必要な倫理に関する事項、知的財産管理の方法、競争的研究資金に関する事項についても学ぶ。

この「研究方法論」を履修することにより、自立した研究者に求められる課題の提案や研究計画の立案、研究の遂行及び結果の分析ができること、社会情勢の変化に対応した科学的な研究アプローチを考えられること、研究活動に関する一般的なコンプライアンスや知的財産管理について説明することができることを到達目標とし、研究者としての知識や理解、姿勢、手法といった基本的事項について学ぶ。

また同じく 1 年次には、基礎科目・選択必修科目として、自身が研究に用いたい分析手法に即して、「リサーチ・メソッドⅠ（質的研究法）」「リサーチ・メソッドⅡ（量的研究法）」の 2 科目を配置している。この選択科目のいずれかを履修することにより、高度な研究を行う上で必要不可欠なリサーチ・メソッドについて、最新のものも含め、知識・技法を修得し、実践力を身に付ける。

また、1 年次から 2 年次に、専門科目・選択必修科目として、「イノベーションマネジメント特論」「マーケティング特論」「ファイナンス・会計特論」「人材・組織マネジメント特論」を配置している。これら高度な特論を履修することにより、研究テーマに即した、高度な研究を行うために必要となるそれぞれの専門的知見を修得する。

これら基礎科目、専門科目においては、最新の英語論文を積極的に取り上げることとしており、その履修を通じて、英語論文の読み方、レビューにあたっての留意点等についての知識・スキルを修得する。

さらに、演習科目に研究指導科目として、1 年次から 3 年次にかけて「特別演習」を配置している。「特別演習」は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと継続して行い、学位論文を作成するにあたって必要な、研究課題の決定、研究計画の作成、調査等の実施、データ解析や分析等、国内外での学会発表、査読付き

投稿論文執筆から投稿・受理などに至る全てのプロセスを、学生が主体的に完遂できるよう、指導教員による適切な助言・指導を行い、そのうえで、博士後期課程の総まとめである、新しい知見を開拓し、さらにそれを体系化・深化させるような、学位論文を完成させるための論文指導を行うこととしている。

1年次の「特別演習Ⅰ」では、前半は主として研究テーマ設定、先行研究レビュー及び研究手法の検討を主題とし、指導を受けつつ、査読付き学術誌に求められる水準の「研究計画書」の執筆を目指す。研究進捗報告会①では、研究計画について報告させる。後半では、前半での成果を基に、研究テーマに関連する国内外の先行研究を深く検討・整理し、研究の基盤の構築を目指す。研究進捗報告会②では、先行研究について報告させる。単位付与にあたっては、①研究テーマが経営学の各分野との関係で適切なものであるか、②学術的意義、社会的意義を有する研究となることが見込まれるか、③データ収集を 適切に行える見込みがあるか、について、十分確認する。

2年次の「特別演習Ⅱ」の前半では、研究手法を確立し、量的調査や質的調査を実施し、分析を進める。研究進捗報告会③では、研究の進捗状況について報告させる。後半では、分析、考察を深めるとともに、博士論文を構成する研究内容を学会で報告したり、査読付き学術誌に論文を投稿したりすることに向け、準備を進める。研究進捗報告会④では、中間審査として、学位論文の主要な章の1つを報告させる。単位付与にあたっては、①先行研究を十分に理解し、関連性、相違点を考慮しているか、②研究目的に照らして、データ・情報の分析手法は適切なものであるとみられるか、③データ・情報の分析は適切であるか、④学術的論文として形式面で問題はないか、について、十分確認する。

3年次の「特別演習Ⅲ」の前半では、論文執筆を加速するとともに、査読付き学術誌への投稿に伴う査読対応に係る指導も行う。研究進捗報告会⑤では、研究進捗報告会④で報告した部分とは別の学位論文の主要な部分の1つについて報告させる。後半では、最終審査に向けて、学位論文の完成を目指し、指導を行う。

以上のように、各年次で、アウトプットを求め、それをマイルストーンとして進めていく。これを行うことにより、複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、科学的なアプローチにより、自立して研究活動を行うための知識・技法を段階的に修得させ、学位論文を完成させる。

本専攻では、このような教育課程を展開することにより、先述したディプロマ・ポリシーを達成し、経営学領域における豊かな専門的知識、ビジネスに関する高度な専門的知識を基礎に、新たな社会課題、企業課題を的確に把握・分析し、自立して研究を行い、新たな解決策や新たな価値を産み出せる人材を養成する。具体的には、①グローバルな環境下で自立して実用性・応用性の高い研究活動を行うとともに、実務家や経営者を指導できる人材、②企業幹部や起業家やその相談相手となりうる士業に代表される、より高度の専門的職業人、③高度の専門的職業人育成に必要な研究・分析能力を有した人材、の育成を目指していく。

4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本専攻の授業は、いずれも演習形式で行う。入学定員4人と少人数であることを踏まえ、教員の一方的な教授とせず、大学院生が自ら主体的に考え学び参加することができる演習となるよう配慮しつつ、指導を行う。

具体的には、本専攻の目的に「多様化し複雑化し、その変化の速度を速める経済社会情勢に柔軟に対応し、」とあるように、ビジネスに係る知識や理論だけでなく、経済社会の情勢や動向といった現実と関連づけながら理解を促し、その学識を地域社会や国際社会に役立てることを意識づけしながら教授する。また、主体的な取組姿勢を養うため、受講する大学院生にも積極的に意見・発言を求めるなど、教員と大学院生との対話型授業等を取り入れる。

(2) 履修指導方法

本専攻では、基礎科目・必修科目として「研究方法論」を開講し、定性的・定量的研究の手法を学ぶ。その後、基礎科目・選択必修科目である「リサーチ・メソッドⅠ」「リサーチ・メソッドⅡ」を通じて研究手法の実践的応用を修得し、専門科目・選択科目で専門的知識等を身に付け、演習科目・必修科目「特別演習Ⅰ」「特別演習Ⅱ」「特別演習Ⅲ」で各自の研究テーマに応じた指導を受ける。

「リサーチ・メソッドⅠ（質的研究法）」「リサーチ・メソッドⅡ（量的研究法）」は、1 年次に履修させる。これにより、高度な研究を行う上で必要不可欠なリサーチ・メソッドについて、最新のものも含め、知識・技法を修得し、実践力を身に付ける。

履修指導にあたっては、大学院生の興味・関心や本専攻への入学に際し想定する研究テーマ、自身が研究に用いたい分析手法に即して、研究指導教員が履修指導を行う。

履修選択を円滑に進めるため、まず入学と同時に、大学院オリエンテーションを行い、シラバスや履修要領に基づき本専攻の教育課程及び修了要件、時間割（**【資料 6**：事業創造研究科経営科学専攻博士後期課程　時間割例（案）**】**）、3 年間のスケジュール（**【資料 7**：事業創造研究科経営科学専攻博士後期課程　履修及び研究指導のスケジュール**】**、**【資料 8**：博士学位取得までの流れ**】**）など基本的な事項について説明を行い、かつ質疑に応じることで不明点を解消する。

また、上記と同じく入学と同時に、想定する研究テーマと研究指導希望教員に基づいて研究指導教員を選任する。個々の履修指導についてはこの研究指導教員が主となり指導・助言を行うこととし、その際、専門科目の履修については履修モデル（**【資料 9**：事業創造研究科経営科学専攻博士後期課程履修モデル**】**）を提示しつつ、具体的な指導・助言を行う。また事務局窓口においても、学務課職員より随時各種の相談に応じ、大学院生の状況に応じた支援を行う。

(3) 研究指導方法

本専攻では 1 人の大学院生について、主研究指導教員 1 人および副研究指導教員 1 人を配置し、指導を行う。大学院生は本専攻を受験する際、出願書類において指導を希望する教員名を挙げることができるが、入学後、先述した大学院オリエンテーションでの説明を経て改めて「主研究指導教員希望申請書（**【資料 10**：事業創造研究科経営科学専攻博士後期課程研究指導教員希望申請書**】**）を事務局に提出し、その希望を踏まえて研究科教授会にて審議し、研究指導を行う教員として最も適切な研究指導教員を決定する。決定された主研究指導教員は、授業科目の履修から学位論文の完成まで、大学院生の状況や要望に応じ、一貫して教育研究指導を行うこととする。

加えて、1 人の大学院生について、研究領域、研究・分析手法などを踏まえ、副研究指導教員 1 人を配置し、主研究指導教員と連携しつつ、必要な指導を行う。

本専攻の修了にあたっては学位論文を提出し、主査を含む審査委員の過半数が書面審査、口頭発表審査及び口頭試問に対し、合格の判定を行うことを要する。

提出された学位論文の審査については、以下の体制で行う。

- 3 人以上の審査委員（主査 1 人、副査 2 人以上）により審査を行う
- 審査の透明性・厳格性及び公平性の観点から、原則として当該大学院生の主研究指導教員は主査を務めることはできないこととする。ただし、論文審査において支障をきたすおそれがあると研究科教授会が認めた場合においては、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保したうえで、指導教員が主査となることを妨げないものとする。
- 当該大学院生の主研究指導教員は、副査の一人となって審査に加わり、副査として専門的見地から審査にあたる
- 主査および主研究指導教員以外の副査は、学位論文の内容に応じて研究科教授会で指名するものとし、主査は研究科教授会構成員（大学院専任教員）の研究指導教員または研究指導補助教員とし、副査についても研究科教授会構成員（大学院専任教員）の研究指導教員又は研究指導補助教員を原則とする
- 研究科教授会が必要と認めたときは、本学研究科教授会構成員以外の教員及び他の大学や研究所等に属する者に審査委員を委嘱することができる
- 研究科教授会が必要と認めたときは、副査を 3 名以上とし、計 4 名以上で審査を行うことができる

以上のような体制で審査を行うことにより、専門性の高い学位論文を適切に審査し、学位論文の質を担保することとする。

（4）履修及び研究指導スケジュール

履修及び研究指導スケジュール（4 月入学を想定）は、以下のとおりである（**【資料 7**：事業創造研究科経営科学専攻博士後期課程履修及び研究指導のスケジュール】（再掲）、**【資料 8**：博士学位取得までの流れ】（再掲））。

（1 年次）

4 月　出願書類に記載された指導教員に係る希望などを踏まえ、研究科教授会にて審議し、主研究指導教員を決定する。研究指導教員の指導により、学生は研究テーマや研究計画の策定に着手する

5 月　主研究指導教員の意見などを踏まえ、研究科教授会にて審議し、副研究指導教員を決定する

8 月　研究進捗報告会①にて研究の進捗状況を報告（研究計画書）

2 月　研究進捗報告会②にて研究の進捗状況を報告（先行研究）

※　研究計画書の報告及び先行研究の報告を特別演習 I の単位付与要件とする。

※　特別演習 I の単位付与は、①研究テーマが経営学の各分野との関係で適切なものであるか、②学術的意義、社会的意義を有する研究となることが見込まれるか、③データ収集を　適切に行える見込みがあるか、について確認したうえで、これを行う。

（2 年次）

8 月　研究進捗報告会③にて研究の進捗状況を報告

2 月　研究進捗報告会④にて中間審査（学位論文の主要な章の 1 つを報告）

※ 研究進捗報告および中間審査での報告を特別演習Ⅱの単位付与要件とする。
※ 特別演習Ⅱの単位付与は、①先行研究を十分に理解し、関連性、相違点を考慮　しているか、②研究目的に照らして、データ・情報の分析手法は適切なものであるとみられるか、③データ・情報の分析は適切であるか、④学術的論文として形式面で問題はないか、について確認したうえで、これを行う。
※ 春学期に国内学会口頭発表、秋学期末までに学会誌への投稿のペースで研究を進めることを想定。

（3 年次）

8 月　研究進捗報告会⑤にて研究の進捗状況を報告

※　第二論文（学位論文の別の主要な章の 1 つ）の報告を研究指導科目の単位付与要件とする。

11 月 学生は「学位論文審査願」を提出

研究科教授会にて、要件（査読付き学術誌採択 1 編以上かつ学会報告 2 回以上）を満たしていることを確認したうえで、審査員（主査・副査）を決定。

※　査読付き学術誌への採択は、論文としての採択に限る。採択されていれば、刊行されていなくともよい。

※　査読付き学術誌採択の時期が遅れた場合は、それに応じて、予備審査、最終審査の時期を後ろ倒しにする。

11 月 予備論文（ドラフト）提出

12 月 学位論文予備審査にて、予備論文（ドラフト）審査（書面審査・口頭予備審査）

1 月　（予備審査での指摘を踏まえ、修正したうえで）学位論文提出

2 月　学位論文最終審査にて、学位論文審査（書面審査・口頭最終審査・口頭試問）及び修了判定

※　研究の進捗状況の報告、予備審査、最終審査合格を特別演習Ⅲの単位付与要件とする。

なお、**【資料 7**：事業創造研究科経営科学専攻博士後期課程履修及び研究指導のスケジュール**】**（再掲）及び**【資料 8**：博士学位取得までの流れ**】**（再掲）に記載した指導以外にも日常的に研究指導を行い、学位論文執筆を支援する。

（5）審査体制及び審査基準、学位論文公表の方法

学位論文の審査基準は、①研究テーマの妥当性、②研究方法の適格性、研究内容の信頼性、③論文構成の適格性、④新奇性・有用性の 4 項目として審査を行う。各項目の審査基準は以下のとおりとする。

【学位論文の審査基準】

① 研究テーマの妥当性	研究テーマが経営学の各分野との関係で適切なものであり、かつ、経営における問題解決を目指し、その趣旨及び目的が明確で、学術的意義に加え、社会的な意義を有するものであること。

② 研究方法の適格性、研究内容の信頼性	研究倫理を遵守した上で、研究に必要となるデータ・情報や資料などが適切に収集され、その処理及び統計・分析などが適切な手法により、適格になされていること。また、先行研究を十分に理解し、当該研究との関連性及び相違点を踏まえた研究が適切になされており、研究内容が信頼に足るものであること。さらに、新しい知見を開拓し、さらにそれを体系化・深化させるようなものであること。
③ 論文構成の適格性	学位論文の趣旨及び構成が明確かつ適切であり、結論に至る展開に論理性・一貫性が認められるなど適格なものであること。また、学術的にみて体系性が認められること。これらの前提として、目次や章立て、引用、図表、注釈等の体裁が適切で、語句の表記や文章表現が的確であること。
④ 新奇性・有用性	経営における諸問題を解決する新しい知見を開拓し、それを体系化・深化させるものであるなど、研究の内容及び結論に、十分な新奇性及び有用性が認められること。

学位論文の審査を希望する大学院生は、3 年次の 11 月に「学位論文審査願」を提出する。研究科教授会は、「学位論文審査願」を提出した学生に対し、要件（学会誌採択 1 編以上かつ学会報告 2 回以上）を満たしているかどうか、確認する。そのうえで、審議の上、審査員 3 名（主査；1 名、副査；2 名）を決定する。必要に応じ副査を3名以上とする場合も、その全員について研究科教授会にて審議し決定する。審査員は、定められた学位論文審査基準に従い、これを満たしているかどうかについて、厳格、かつ、公平・平等に審査を行い、合否を決定する。

上記の学位論文審査基準は、大学院生にもあらかじめ大学ホームページなどを通じて公表する。また研究科教授会で決定された審査員についても通知する。

学位論文の口頭最終審査および口頭試問においては、①研究テーマの妥当性、②研究方法の適格性、研究内容の信頼性、③論文構成の適格性、④新奇性・有用性などについて、主査、副査からそれぞれ質問・指摘を行い、これに対する回答をもとに、各審査員が合否を判断し、主査を含む審査委員の過半数の判断をもって合否を決定する。

透明性、公平性および公正性を担保するため、学位論文発表会は公開制とし、大学院専任教員のほか、本学学生、その他あらかじめ申し込みのあった者の参加も可とする。審査を終え、合格とされた学位論文は、本学図書館、本学リポジトリ及び国立国会図書館に納め、希望する者であれば、誰もが閲覧できるようにする。これらの一連の審査及び公表により、学位論文審査の厳格性及び透明性を担保する。

(6) 研究倫理審査体制

本専攻では、1 年次に開講する「研究方法論」において、捏造や改ざん、盗用、権利や人権の侵害、法令の遵守、各種差別、ハラスメント等、研究を行う上での倫理やコンプライアンスについて指導を行う。また、主指導教員のほか、副指導教員からも、論文作成の進行に応じて適宜指導を行う。

なお、本学では、研究の倫理審査については「事業創造大学院大学 調査・研究倫理規程（【資料 11

事業創造大学院大学　調査・研究倫理規程】）に基づき、所定の審査の下に研究を行っている。本専攻における研究は、この規程に則り、必要な審査を受けたうえで、取り組まなければならない。

審査にあたっては、当該規程に基づき、研究科長及び研究科長が委嘱した若干名（学外の学識経験者を含む）からなる研究倫理審査委員会を設ける。同委員会は、研究対象となる個人の人権の擁護や研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法、研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮等について審査を行う。審査経過及び判定結果は、記録として保存され、必要と認めたときは公表することができる。

審査を申請しようとする者は**【資料 12**：研究倫理審査申請書（案）】研究倫理審査申請書を、当該委員会委員長に提出する。委員長は審査終了後、すみやかにその判定結果を申請結果通知書により通知する。

（7）修了要件

本専攻の修了要件は、「基礎科目」必修科目 2 単位、選択科目 2 単位以上、「専門科目」選択科目 2 単位以上、「演習科目」必修科目 12 単位の合計 18 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の最終審査及び最終試験に合格することである。

学位論文最終審査は提出された学位論文の書面審査、試験は学位論文発表会における口頭発表審査および口頭試問とし、総合的に審査したうえで、修了判定会議において判定することとする。

博士号授与については、上記の修了要件を満たすと判定された者に対し、公平・平等にこれを行う。また、これにもとづいて定めたディプロマ・ポリシーや教育課程、審査基準、修了要件を遵守するものである。すなわち、学位の質を担保するために、審査基準、修了要件を満たすもののみに対し、博士の学位を授与する。

（8）社会的・職業的自立に関する指導及び学生支援等

本専攻入学者については、その内訳を、起業家・企業経営者・企業幹部1名、士業に代表されるような専門職1名、国内の大学等の実務家教員1名、母国の経営系大学教員を目指す留学生1名を想定しており、本学において社会的・職業的自立を支援する必要のある学生は多くないとみているところだが、本専攻設置後は、本専攻に在籍する学生に対しても、個々の状況を踏まえ、必要に応じ、本学キャリア支援室が中心になり、必要な支援を行う。

また、入学後は、事務局教務課職員より履修等の相談のほか、学生生活に関する相談・支援や心身の健康維持のため、学生相談（医務職員による健康相談、臨床心理士による心理相談）を行っている。必要に応じ研究指導教員や医療機関等とも連携し、支援を行う。

5 基礎となる修士課程との関係

本専攻は、平成 18 年に開学とともに開設した、事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻（専門職修士課程）とは、共通するところはあるものの、独立した、新たな専攻・博士後期課程として設置する。

したがって、基礎になる修士課程は存在しない。

しかしながら、専門職学位課程での教育のために培ってきた、地域社会におけるネットワークや、現実の経営者等との実務的な悩みを共有できる深い信頼関係などについては、本専攻における研究・指導を行っていくうえで、大いに活かしていくことができるものと思料している。

専門職学位課程から研究論文執筆経験のない進学者を受け入れる場合に備え、次節で説明する「修士研究生（原則として修士課程修了者を対象とするもの）」制度を設け、入学前に、研究倫理をはじめとする必要な指導を受けられるようにするとともに、研究方法論など一定の科目の履修を可能とすることとしている。なお、日頃から、専門職学位課程の学生の指導を行っていることから、専任教員予定者は研究論文を書くうえで、彼らに不足する部分については熟知しており、これを踏まえた指導ができるものと考えている。

【資料 13：事業創造大学院大学大学院 修士研究生規程】

6 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針

本専攻の目的は「ビジネスに関する深い学識を基礎とし、多様化・複雑化し、変化の速度を速める経済社会情勢に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能なビジネスの在り方を探究することにより、より一層高度な専門的職業人、これを養成する者、実用性・応用性の高い研究活動を行う研究者として地域社会および国際社会の発展に貢献することができる人材を育成する」である。この目的に適う入学者を募るため、ディプロマ・ポリシーと同様、5 つの区分により以下のとおりアドミッション・ポリシーを定め、(2) に示す制度に基づき入学者選抜を行う。

入学時期については、4 月および 10 月とするので、それに向け、入学者選抜を行う。

・事業創造研究科経営科学専攻［博士後期課程］のアドミッション・ポリシー

専門的知識・理解	技術革新の進展、グローバル化、これに伴うビジネスモデルの変化など、ビジネスに関し、学術的又は実務的な見地からみて、深い知識を有し、ビジネスに関わる国内外の社会情勢について理解を有する者
思考力	ビジネスに関わる国内外の社会情勢や課題を捉え、持続可能なビジネスの発展について多面的な見地から思考することができる者
意欲	最新の経済・社会の動向、研究成果等に関心を持ち、課題の解決を図り、地域社会や国際社会の振興・発展に向けて 貢献しようとする意欲を有する者
取組姿勢	ビジネスに関わる様々な課題の解決や研究に関し、多様な考え方や行動を尊重しつつ、課題の解決や研究に対して取り組もうという態度を有する者
表現力	自身の知識や理解を論理的に表現でき、他者と協働して ビジネスに関わる課題の解決や研究に取り組むことができる者

（2）出願資格、入学者選抜の方法及び募集人員

本専攻の入学者選抜は、「学校推薦入試」「一般入試」の 2 選抜試験区分を設ける。

出願資格については、文部科学省が定める学校教育法第 102 条第 1 項および学校教育法施行規則第 156 条のほか、選抜区分ごとに以下のように出願要件を定める。なお、文部科学省学校教育法施行規則第 156 条第 7 項の出願資格で受験しようとする者には、個別に出願資格審査を課す。この個別の入学審査の方法、実施体制については、【資料 19】「事業創造研究科経営科学専攻（博士後期課程）入学試験　個別審査（入学資格審査）方法についての取り決め」に基づき、適切に審査を行う。この際の受験生が提出する個別審査（入学資格審査）申請書は【資料 20】「開志創造大学大学院事業創造研究科経営科学専攻個別審査（入学資格審査）申請書」のとおりである。

次に、入学資格審査の基準については、「専門分野についての学力」と「当該分野の研究に必要な英語能力」及び、「社会人としての経験を基にした勉学意欲と研究に取り組む姿勢」について総合的に評価し、「修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力」の有無を判断する。具体的には、申請書類となる「企業・団体等の自身が所属する組織内や業界団体、学会等での論考実績やそれに相当する研究業績（学会発表等）を客観的に評価できる書類」による専門分野についての学力の評価、また、口頭試問による専門分野についての学力の評価（論理性や一貫性があり、明確な誤りがないこと、研究対象領域に対する知識の深さと偏りのない認識性等を主な観点とし、複数の研究指導教員により思考力、判断力、表現力が修士又は専門職学位を有する者と同等以上か判定）、「当該分野の研究に必要な英語力」、及び「社会人としての経験を基にした勉学意欲と研究に取り組む姿勢」の評価を行う。以上のように能力や資質を総合的に評価することにより「修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力」の判断材料とする。

なお、入学試験合格者で修士課程を修了していない者及び、専門職学位課程を論文作成によって修了していない者については、入学までの間に、日本学術振興会（JSPS）　で実施している研究倫理研修会（e-ラーニング）を受講させ、修了証明書を入学時に提出させることとし、入学後は、指導教員が論文を作成するうえでの研究倫理等について丁寧に指導を行う。

また、外国籍の方は、JLPT の N2 以上相当の日本語能力を有することを出願要件とする 。

【学校推薦入試】

本学、交流協定校(準交流協定校)※1、指定校※2 の修士課程を修了見込み(または、修了した)者で、修了大学から推薦を受けて出願する者

※1　本学が交流協定を結んだ(あるいは認定している)日本国外の大学

※2　本学が指定した日本国内の大学

【一般入試】

出願資格及び要件を満たし、かつ、学校推薦入試に該当しない者

なお、選抜方法・試験科目は全選抜試験区分共通とし、志願理由書や修士論文の要旨または研究経過を記載した書類等により評価する「出願書類評価」、出願書類に基づくプレゼンテーションによる「口述発表」、及び先述した出願書類や口述発表の内容に基づく質疑応答等による「面接試験」の結果を総合して合否を判定する。

なお合否の判定は、研究科教授会が委任する入試委員会によって実施される「合否判定会議」にて決定し、審議した合否結果を学長に上申し、学長が入学を決定する。

外国人留学生の受け入れに際しては、外国人留学生に特化した選抜試験区分は設けないため先述の区分に従い、外国人留学生も日本人学生と同様に選考し合否を判定する。外国人留学生が出願する際は日本語能力を証明する書類等の提出を求め、且つ先述の「口述発表」及び「面接試験」においても本専攻での教育及び研究に適う日本語能力を有しているかを確認する。学費の支弁能力についても、出願時に「経費支弁説明書」の提出を求め、直近1年間の経費支弁者からの仕送り等について、その事実を証明する書類（送金証明書等）と共に確認する。また、入学後の経費支弁の計画についてもあわせて確認する。入学手続時には、本学在学中にかかる学費及び生活費について十分に準備されていることを証明する書類（経費支弁者の在職証明書や収入証明書等）の提出を求め、その内容を確認する。そして入学後は「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」に基づく適切な在籍管理を行うと共に、個々の状況に応じて必要な支援・指導を行い、留学生の修学を支援する。

なお、本学は、地域を再生する人材を育成することにより、真に活力あるわが国経済の発展に貢献することを目的とし、「研究生」「科目等履修生」「聴講生」の受け入れを行っている。よって本専攻でもその制度に従い、正課生以外に「修士研究生（原則として修士課程修了者を対象とするもの）」「科目等履修生」「聴講生」を受け入れることとする。それぞれの定員は若干名とし、教育・研究に支障の無い場合に限り、選考のうえ、研究科教授会の議を経て学長が入学を許可することができるものとする。なお本大学院学則第 43 条に基づき、本大学院の研究生、科目等履修生、聴講生に関する規則は別に定めることとする。

【資料 13：事業創造大学院大学大学院 修士研究生規程】

7 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

本専攻の目的は「1(3)」、教育課程は「3」に記載したとおりであるが、教員組織は、既設の事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）の教育及び研究を更に発展させたものであり、その教育研究上の目的を実現するため、それぞれの領域における教育研究業績、実務経験等と担当授業科目との適合性を十分考慮している。また、事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）から博士後期課程へ進学する学生に対し、連続性のあるきめ細かな指導を行うことを想定し、事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）の専任教員を中心として編制する。

入学定員 4 人、収容定員 12 人に対し、本専攻専任教員は 12 人で編制しており、内訳は教授 11 人、准教授 1 人である。専任教員 12 人のうち 9 人が博士号を有する教員であり、それぞれの専門分野において高い教育実績及び研究業績、実務経験を有し、博士後期課程における十分な教育・研究が実施できる教員配置である。

また専任教員 12 人のうち 3 人が女性教員となっている。

なお専任教員 12 人の年齢構成は、博士後期課程開設時において 60 代 9 人、50 代 1 人、40 代 2 人となっている。

本学が所属する学校法人新潟総合学園の就業規則において定める定年は満 65 歳であり、これを超える専任教員は開設時において 4 人、完成年度末時には 4 人となるが、以下に記した学校法人新潟総合学園就業規則附則第 3 項のとおり、特別の事情があるときは、定年の延長を個別に措置することができることとしている。完成年度における専任教員の年齢構成は、70 代 2 人、60 代 7 人、50 代 2 人、40 代 1 人となる。比較的高齢に偏ることとなるものの、完成年度以降、30 代の若手教員及び教育・研究の中心となる 40～50 代の教員を公募により広く募集して採用し、各年代の教員配置の平準化をはかり、本専攻の教育・研究が継続的に維持されかつ発展していくことのできる体制を構築することとす

る。その際、比較的高齢の経験を持った教員の存在は、教育及び研究の両側面において、若手教員の指導や実績の積み上げ、能力向上に有効であると考えているところである。このように、内部昇格、公募、若手教員の能力向上を並行して行うことにより、将来的に、教育研究の継続性が担保された教員組織を編制していくことが可能であると考えている。

学校法人新潟総合学園就業規則より抜粋

（定 年）

第 20 条 教育職員のうち無期雇用契約及び途中で有期雇用契約から無期雇用契 約に転換した教授、准教授、講師の定年は満 65 歳とし、定年年令に達した年の年度末をもって退職とする。但し、職員、学園双方協議のうえ再雇用して3年以内勤務させることができるものとし、当該任期が経過した後の再任は個別に決定する。

附 則

3 第 20 条に係わらず学部・学科の新増設、大学院の新設など特別の事情があるときは、理事会において定年の延長を個別に措置することができる。

なお、本専攻の専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることを踏まえ、教育研究実施組織の将来構想については、教育研究活動の継続性を維持していくため、若手教員の確保に重点を置いた採用計画、若手教員の育成を行うこととする。

具体的には、2028 年度末時点で満 65 歳以上の教員 4 名のうち、1 名は 2029 年度末雇用契約満了、1 名は 2030 年度末雇用契約満了。1 名は 2031 年度末雇用契約期間満了。1 名は 2033 年度末雇用契約満了となる見通しであることから、これらに該当する教員の補充を若手教員の採用、学部内の職位昇格によって行うことにより、開設時点の専任教員 12 名（このうち教授 11 名）を維持し、教育研究活動の水準を確保する。

（図表１、図表２参照）

図表１）完成年度（2028 年度末）以降の専任教員組織構想

教員配置計画	2029 年度～2033 年度
雇用契約期間満了	・2028 年度末時点で満 65 歳以上の専任教員 5 名のうち、1 名は 2029 年度末雇用契約満了、1 名は 2030 年度末雇用契約満了。2 名は 2031 年度末雇用契約期間満了。1 名は 2033 年度末雇用契約満了
昇格予定	・会計学分野の准教授 1 名について、教育研究業績等の評価に基づき准教授・教授に昇格予定。
新規採用	・公募等により、博士の学位を有し、経営学分野に関する研究実績を有する中堅の教授を 1 名、若手の准教授を 1 名採用予定。 ・公募等により、博士の学位、ファイナンス分野に関する研究業績を有する若手の准教授 1 名を採用予定。 ・公募等により、博士の学位、大学等における経済学分野に関する研究実績を有する中堅の教授 1 名を採用予定。 ・上記を通じ４名の若手・中堅教員を新規採用。

（図表２）完成年度（2028 年度末）以降の専任教員組織構想（新規採用計画）

	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2034 年度

専任教員数	12（11）名	12（12）名	12（11）名	12（10）名
前年度末 退任予定数	1名	1名	2名	1名
新規採用計画	・経営学分野 教授1名	・経済学分野 教授1名	・経営学分野 准教授1名（若手） ・理工学分野 教授1名	・ファイナンス分野　准教授1名（若手）
昇格予定	・昇格なし	・ファイナンス分野教授1名昇格	・昇格なし	・昇格なし

※専任教員数の（　）内は教授の人数、2029年度は現体制と同じ、2033年は前年に同じ

8 研究の実施についての考え方、体制、取組

（1）研究の実施についての考え方

本学では、グローバルな環境下において、実用性・応用性の高い研究の推進に力を入れている。とりわけ、地域活性化や地域企業の経営課題解決など、地方創生に有益な研究の推進に力を入れている。また、地方圏におけるグローバルな環境下でのビジネス推進に役立つ研究を推し進めるため、アジア圏の大学との共同研究などについても推進しているところである。

（2）研究等に対する支援体制

研究等に関する支援体制については、研究活動を効果的・効率的に進めていくために、プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究支援業務を行う人材群であるリサーチ・アドミニストレーターの役割を担う職員を配置するとともに、知的財産に関する知識経験豊富な教員をアドバイザーとして配置し、社会連携課と連携して企業との連携体制や共同研究に関しての支援を行うこととしている。

具体的には、契約書の作成・調整、知的財産等に関する企業との研究契約等の管理、研究費の調達支援や予算管理等の研究資金の管理、企業との窓口業務、研究者と企業担当者とのネットワーキング支援、研究プロジェクトのスケジュール・進捗管理、研究倫理やコンプライアンスの確認等を行っている。

（3）共同研究等に関する取組

本学では、平成25年度より、アジア圏の大学との共同研究などをサポートするための特別奨励研究制度なども設けているところである。近年では、令和4年度に中国吉林大学と、令和5～6年度にモンゴル国立大学ビジネススクールと共同研究を行っているところである。また、平成26年に、新潟地域活性化研究所を設立し、地域企業や自治体、他大学等と協力し、地域活性化や地域企業の経営課題解決に向けた調査・研究、活動に取り組んできており、一部の研究成果については、事業創造大学院大学紀要、広報誌等のかたちで発信している。さらに、文部科学省の「知(地)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の一環として、県内他大学と協力し、新潟とベ

トナム間を繋ぐビジネスマッチング活動や、地方創生企業の課題解決に向けた提案活動を行っているほか、ビッグデータ・オープンデータ活用のための研究会を開催している。

加えて、平成 30 年度からは本学大学院生・修了生を対象に、起業に向けてより実践的な活動を行う「アントレデザイン塾」、本学女性大学院生を対象とした「女性起業家育成塾」を立ち上げ、起業の具現化に向けた活動に取り組んでいる。このほか、令和 4 年度には、新日鉄ソリューションズとともに、共同研究を行い、その成果に基づき、従業員による自発的な悩みの解消を支援するキャリアリフレクションツール「なやさぽ」が実現したところである。また、令和 6 年度より、新潟県士業連絡協議会構成団体とともに、内外の経済社会情勢などについて学ぶ事業創造研究会を立ち上げ、地域社会のさらなる発展に取り組んでいる。

このように、本学においては、学内で研究を実施するとともに、グローバルな視野のもと、地域企業や自治体、他大学、士業等専門家団体と連携して推進体制を整備し、地域社会の発展のための研究に取り組んでいる。

9 施設・設備等の整備計画

本学は、新潟県新潟市の中心部に位置する JR 新潟駅から徒歩 5 分というアクセス至便な場所に位置し、10 階建て延べ床面積 3,702.7 ㎡の校舎を備えている。校舎は、学長室、事務室、医務室、研究室、大講義室 1 室、講義室 3 室、ゼミ室 9 室、図書館、学生控室（リラックスルーム）、自習室等を備えている。現在は、既存の事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）の収容定員 160 名の学生がゆとりを持って学生生活が送れるスペースを確保している。また、校舎 4 階フロアにおいては、起業準備室以外の教室を使用していないことから、本専攻の設置に必要となるスペースを充分確保されている。その他、本専攻設置に必要となる施設については、既存の事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）と施設を共用することとしている。さらに、本校舎は本専攻設置と同時に認可申請する情報デザイン学部設置に向けた改修を行うこととしており、現在、法人事務局として使用している 5 階フロア全体を改修して使用することとしている。

学内には Wi－Fi 環境が整備されており、教室、図書館、学生控室、研究室等のどこからでもフリーにアクセスすることができる。大学では、多様な学生の学修や研究時間に対応するため、平常は平日 9:30～21:45 まで、土曜 9:30～17:15 まで開館している。

(1) 教員研究室の整備計画

全ての教員が事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）と本専攻を兼務することから、教員研究室については拡充する必要はないものの、本専攻の研究指導及び、本専攻の学生とのコミュニケーションを密に図るための目的として、4 階フロアの合同研究室と隣接する 2 部屋の教員研究室を新たに設置する。また、この研究室の広さは、それぞれ、22.98 ㎡、27.04 ㎡を確保することとしており、机・椅子・書庫の他にミーティングテーブルを配置することとしている。

(2) 教室等の整備

講義や演習を行う教室については新たに 4 階フロアを改修し、本専攻専用の講義室 1 室（69.02 ㎡）、ゼミ室 1 室（25.56 ㎡）を新たに設置して使用する。また、学生控室（リラックスルーム）（122.13 ㎡）、ロッカールーム（50. 92 ㎡）は事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）及び、情報デザイン学部（令和 7 年 3 月認可申請）と共用で使用することとしている。

(3) 大学院学生の研究室

本専攻の学生が使用する研究室については、本専攻の設置に合わせて4階フロアの改修を行い、学生が常時使用できる本専攻専用の合同研究室（収容定員12名、面積95．15㎡）を新たに設置する計画である。合同研究室には、学生専用の個々の机と書庫、収納棚、ミーティングテーブル、パソコン及びプリンター等を設置し、学生の研究活動をサポートできる設備を整備する。

(4) 図書等資料の整備

本学の図書館は、事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）の学生の学修および教員の教育研究のために必要な図書および電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備している。

毎年、全専任教員からの図書推薦を受けて購入図書を決定しており、専門分野はもとより広く教養分野における図書の充実に努めている。令和6年11月1日現在で14,860冊（うち外国書294冊）、電子書籍16冊（全て和書）、学術雑誌264種（うち外国書214種。なお、学術雑誌のうち、電子ジャーナルは220種であり、うち外国書212種である）、視聴覚資料15点を整備している。また、図書については、総記分野436冊 、哲学・宗教分野154冊 、歴史・地理分野148冊、社会科学分野10，759冊 、自然科学分野204冊、技術分野736冊、産業分野1，951冊、芸術分野248冊、言語分野201冊、文学23冊、電子書籍は、総記分野1冊、社会科学分野12冊、産業分野3冊の分類となっている。

電子ジャーナルは、日本最大級のビジネス総合情報データベース「日経テレコン21」他、企業財務・マクロ経済データベース「日経バリューサーチ」、海外電子ジャーナルデータベース「emerald」、判例検索データベース「ＴＫＣローライブラリー」、税務データベース「DHC Premium」、日本税務研究センターデータベース「ＪＴＲＩ」、「国立国会図書館デジタルコレクション」の図書館向けデジタル化資料送信サービス、NII電子リソースリポジトリ「NII-REO」の利用が可能である。そして、これら電子ジャーナルの利用ガイダンスを毎期開催し、その利活用の推進を図っている。

このような本学の状況を踏まえ、まず、本専攻の設置に必要となる図書に関しては、事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）と同分野である経営分野であるため、既に整備しているものを活用することで本専攻の教育研究環境に支障はないものと認識している。よって、今後も事業創造研究科事業創造専攻（専門職学位課程）および本専攻の教育研究内容に配慮した図書等をバランス良く揃えることとしている。

電子ジャーナルについては、本専攻の教育研究活動に対応すべく、既存の電子ジャーナルを見直し、新たにEBSCO社の「Business Source Complete」「EconLit with Full Text」を導入する。主な学術資料等は、**【資料14：学術資料等事例】**のとおり。

学内での定期発刊誌の紀要掲載の論文等については、電子化して、学術機関リポジトリ（新潟総合学園・新潟総合学院機関リポジトリ）へ掲載し、管理と情報の発信を行っている。また、国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を利用しており、学内から国立国会図書館が有するデジタル化資料約203万点以上を閲覧、複写することが可能である。

(5) 図書館と利用環境の整備

図書館はワンフロアに閲覧席と、開架書架を配置している。館内は無線ＬＡＮによるインターネット接続が可能であるが、ＬＡＮケーブル接続口や電源コンセントを有した閲覧席も用意し、パソコンを持ち込んでインターネット等を利用した学習を可能としている（全52席）。また、閲覧席とは別に情報検索席1席、ＰＣ設置席4席、ＤＶＤ視聴席2席を設け、専用スペースとして教育研究用のコンテンツを提供している。レファレンス機能としては、図書館に図書館司書1名

と図書館補助者1名が在駐し、平日 9:30～21:45、土曜 9:30～17:15 の間開館の上、図書館利用者が学修・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答可能な体制を整えるとともに、ネットワークにより情報を共有し、学内外からの相互貸借の依頼・受付を行っている。さらには、蔵書検索システム（ＯＰＡＣ）を利用することで、同法人内の設置校（新潟医療福祉大学、新潟食料農業大学）が有する 11 万冊を超える図書資料を横断的に検索することが可能であり、相互に無料での取り寄せ・貸出を行っている他、国立情報学研究所（ＮＩＩ）に接続し、目録の共有化（ＮＡＣＳＩＳ-ＣＡＴ）と相互貸借（ＩＬＬ）を行い、全国の大学・研究機関と相互協力と情報発信を行っている。

10 管理運営

教学面における管理運営体制としては、研究科教授会のほか、大学運営に係る重要事項を審議する機関として総務会を設置し、適切な管理運営に努める。

本専攻の管理運営をサポートする事務局は、6 階にある研究科事務室の職員が担当する。同事務室の職員は研究科の管理運営の庶務、研究科の教務事務・授業管理及び教員の教育研究活動支援業務を行うとともに、学生の奨学金等についても担当し、円滑な学生生活を支援する。

(1) 総務会

総務会は大学の意思決定最高機関として本学の運営及び教学に係る全学的な重要事項を審議する場であり、経営、組織、人事、学則・規程の制定及び改廃などについて審議することとしている（**【資料 15**：開志創造大学総務会規程（案）**】**）。

学長は、大学運営を総括する権限と責任を有し、「総務会」を主宰し、「総務会」で全学に係る次の事項（学則第 15 条第 3 項）を審議し、学長がこれを決定することとする。

① 教育研究の組織・体制の基本事項に関すること
② 教育研究環境の整備に関すること
③ 学則その他重要な規定の制定改廃に関すること
④ 教育職員人事に関すること
⑤ 学生の定員に関すること
⑥ 学生の生活、身分に関する重要事項
⑦ 研究科及びその他機関の連絡調整に関すること
⑧ 学長が諮問する事項
⑨ 理事会が諮問する事項
⑩ その他大学運営に関する重要な事項

(2) 研究科教授会

研究科教授会は、学長及び当該組織に所属する専任教員をもって構成している。研究科教授会は、研究科長を中心に主に次の事項について審議を行ったうえで、学長の責任のもと、適正に運営している。

① 教育課程及び履修方式に関すること

② 学生の入学、退学、転入学、転学、留学、休学、復学、再入学、復籍
③ 課程の修了
④ 学位の授与
⑤ 学生の懲戒及び除籍

(3) 専攻会議

専攻会議は、当該専攻の専任教員と研究科教授会が必要と認めた者で組織し、各専攻に関する独自の事項、教育・研究に関すること、研究科教授会から付託された事項に関することを審議することとしている（**【資料 16：開志創造大学大学院専攻会議規程（案）】**）。

(4) 学内委員会等

研究科教授会の下部組織として教学等を審議するための以下の委員会を設置し、大学運営の健全性を担保する。なお、下記の委員会の他、大学運営管理のために必要となる各種委員会を研究科と合同で開催し、適切な管理運営体制を構築する。

① 教務委員会
教育課程、試験、修学支援、学籍異動等に関する重要事項を審議し処理する。
② 入試・広報委員会
入学試験、学生募集及び広報活動に関する事項を審議し実施する。
③ 学生委員会
学生の生活支援及び指導、修学上の経済的支援及び指導等に関して審議し実施する。
④ SD 委員会
教職員の学校運営能力・資質向上に関する事項を審議し実施する。
⑤ FD 委員会
研究科の教育・研究内容及び教育方法の改善に関する事項を審議し実施する。
⑥ キャリア支援委員会
学生のキャリア形成及び就職活動等の進路支援に関する事項を審議し実施する。

11 自己点検・評価

本学は、学則第 1 条（目的）において「開志創造大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを通じて文化・社会の発展に寄与するとともに、経済・産業の諸分野において貢献しうる幅広い職業人の育成を目的とする。」と定めるとともに、同 2 条（自己評価等）において、「本学は、その教育研究の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。

以上の学則に基づき、本学の目的に照らして適切な教育研究活動が行われているか、自己点検・評価のための「自己点検・自己評価委員会」を設置し、以下の項目に基づき、定期的に教育研究活動状況や目標達成状況を把握及び評価し、その結果については学部研究科教授会で審議するとともに、目標と現状との間に乖離があれば、教育研究活動の改善を行う。

更に、その結果は積極的に社会に公表し、社会の評価を受けることを通じて、教育内容や方法の不断の見直しや改善を図ることにより、自らの教育研究水準の一層の向上に努めていくとともに、

これらの効果をより明確化するため、自己点検・評価の結果について外部検証を行うこととしている。以下の項目は、自己点検・自己評価の基本方針を踏まえた重点項目である（**【資料 17**：開志創造大学自己点検・評価委員会規程（案）**】**）。

① 大学の理念及び目的に関する事項
② 教育研究組織に関する事項
③ 教員及び教員組織に関する事項
④ 教育内容、方法及び成果に関する事項
⑤ 学生の受入れに関する事項
⑥ 学生支援に関する事項
⑦ 教育研究環境に関する事項
⑧ 社会連携及び社会貢献に関する事項
⑨ 人権に関する事項
⑩ 管理運営及び財務に関する事項
⑪ 内部質保証に関する事項
⑫ 情報公開に関する事項

12 情報の公表

本学は、在学生や受験希望者、学外の関係者、その他、広く社会の人々に本学の教育目的や内容、教育研究の様子など必要な以下の情報についてホームページ上で広く公表していくこととする。

さらに、日本私立学校振興・共済事業団が実施する大学ポートレート（私学版）において、本学の大学の特色や理念を実現するために実践している教育研究の取組を発信していく。

(1) 本学の理念
(2) 教育研究上の基礎的な情報
① 学部、学科及び研究科、専攻科の名称及び教育研究上の目的
② 基幹教員、専任教員数
③ 校地・校舎等の施設、その他の学生の教育研究環境
④ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用
(3) 修学上の情報等
① 教員組織、各教員が有する学位及び業績
② 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数，卒業者・修了者数、進学者数、就職者数
③ 入試に関すること
④ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
⑤ 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準
⑥ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
⑦ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
(4) 財務情報
① 計算書類
(5) 上記以外の情報
① 教育研究上の情報
・ 教育条件
・ 教育内容

・ 学生の状況
・ 国際交流・社会貢献等の概要

② 財務情報
・ 全般的な財務状況の説明
・ 会計科目の説明
・ 経年推移の状況
・ 財務比率と分析
・ 各種グラフ
・ 学校法人会計の特徴

③ 事業計画
・ 事業計画書
・ 事業報告書

④ 公的研究費
・ 公的研究費の不正使用防止に関する規程
・ 研究活動に係る不正行為防止に関する規程
・ 外部資金獲得状況

⑤ 自己点検評価・第三者機関大学評価
・ 平成 27（2015）年度～令和 5（2023）年度自己点検評価
・ 平成 22（2010）年度、平成 27（2015）年度、令和 2（2020）年度経営系専門職大学院認証評価結果
・ 平成 24（2012）年度、令和元（2019）年度機関別認証評価結果

⑥ 諮問委員会

⑦ ガバナンス・コード

掲載ページは以下のとおり
http://www.jigyo.ac.jp/about/information/

13 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等（FD）

① FD 実施体制

教育理念の実現を目的として、教育・研究内容及び教育方法の改善、そして個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な職能開発に取り組む。具体的には、学部研究科教授会のもと FD 委員会を設置し、原則、毎月 1 回定例の FD 活動を実施して教育内容・方法の改善に取り組む。

② FD実施内容

・ 教員の研究支援や教育力向上を目的としたFD研修会の開催
・ 学生による授業評価アンケートの実施
・ 外部講師を招聘しての FD 活動
・ 教員授業の相互レビュー
・ 同法人内大学との共同研修会の開催
・ FD 委員会での各種取組み結果の情報共有と改善計画の立案と実行

③ FD委員会実績（教員や外部講師による近年の活動実績）

	実施日	講師	テーマ	参加人数
1	令和 6 年	新潟医療福祉大学　副学長	令和 7 年度科研費学内説明会	19 名

	7 月 17 日	大西 秀明 氏　ほか		
2	令和 6 年 12 月 18 日	事業創造大学院大学　教務委員長 一守 靖 氏	令和 7 年度シラバス執筆要領説明会	20 名
3	令和 7 年 1 月 22 日	情報デザイン学部（仮称）教員予定者　竹岡 篤永氏 事業創造大学院大学　教授 浅野 浩美 氏	ハイフレックス授業に関する研修	26 名

(2) 管理運営に必要な教職員への研修等（SD）

① SD実施体制

教職員に大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力及び資質を向上させるために、「開志創造大学SD委員会規程」に基づいて、全学的に教職員対象の年間複数回のSD研修を実施する（**【資料18**：開志創造大学SD委員会規程（案）**】**）。

② SD実施内容

教務、学生支援、総務、入試、学生募集、研究支援などの各分野の業務理解を深め、適切な大学運営に努めることとする。今後の益々の業務分野の広がりと職務の多様化・高度化に対応するために、大学職員に求められる能力開発に取り組み、組織的に教育研究の水準を高めていく計画である。

③ SD研修実績

令和6年度には、学長、副学長、教授等をはじめとした全教職員を対象としたSD研修を以下のとおり実施している。

	実施日	講師	テーマ	参加人数
1	令和 6 年 7 月 4 日	臨床心理士　公認心理士　精神保健福祉士　事業創造大学院大学カウンセラー　鈴木　陽子　氏	発達障害が強い方への理解・支援	31 名
2	令和 6 年 7 月 10 日	エメラルドジャパン 江口　剛史 氏	英語電子ジャーナル『Emerald』の検索、活用方法について	11 名
3	令和 6 年 10 月 30 日	カウンセリングルームさくら代表理事　小林　奈緒美 氏	ストレスフルな状況をストレスにしないためには	24 名